

## 函館市特別支援教育就学奨励費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により函館市立の小学校，中学校および義務教育学校に設置する特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）等に就学する児童または生徒の保護者の負担を軽減するため，その負担能力の程度に応じ，特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することとし，もって本市の特別支援教育の振興に資することを目的とする。

第2条 奨励費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は，次の各号のいずれかに該当する児童または生徒の保護者であって，市の区域内に住所を有する者とする。

(1) 特別支援学級に就学する児童または生徒

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する通級指導教室（以下「通級指導教室」という。）に通級する児童または生徒

(3) 函館市教育支援委員会において，特別支援学校相当の評価を受けた児童または生徒

（調書等の提出）

第3条 当該児童または生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）は，支給対象者から第4条の支給区分の決定に必要な書類等（以下「調書等」という。）の提出があったときは，必要な事項を記入のうえ，速やかに教育委員会に提出するものとする。

（支給の決定）

第4条 教育委員会は，前条の規定による調書等の提出があった場合は，次の表の中欄に掲げる収入額と需要額の割合（支給対象者の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）および生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準により測定した当該世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の割合

をいう。) に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給対象となる奨励費目の支給を決定するものとする。

区 分	収入額と需要額の割合	支給対象となる奨励費目
第1区分	収入額が需要額の 1. 5倍未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食費</li> <li>・ 通学費</li> <li>・ 職場実習交通費</li> <li>・ 交流学习交通費</li> <li>・ 修学旅行費</li> </ul>
第2区分	収入額が需要額の 1. 5倍以上 2. 5倍未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校外活動等参加費</li> <li>・ 学用品・通学用品購入費</li> <li>・ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費</li> <li>・ 体育実技用具費</li> <li>・ 拡大教材費</li> </ul>
第3区分	収入額が需要額の 2. 5倍以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学費</li> <li>・ 職場実習交通費</li> <li>・ 交流学习交通費</li> </ul>

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号にのみ該当する支給対象者に対しては、通学費（通級指導教室への通級に要するものに限る。）に限り支給を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号を受けている者の支給対象となる奨励費目は、以下の表のとおりとする。

(1) 生活保護法第13条の教育扶助

(2) 函館市就学援助実施要綱に基づく就学援助

区 分	支給対象となる奨励費目
第1号	職場実習交通費， 交流学习交通費， 拡大教材費
第2号	通学費， 職場実習交通費， 交流学习交通費， 拡大教材費

4 教育委員会は、前3項の決定をしたときは、学校長を経由して速やかに支給対象者に通知するものとする。

(支給期間)

第5条 前条により支給決定を受けた者の奨励費の支給対象期間は、次の各号のいずれかの期間とする。

(1) 教育委員会が定めた期日までに調書等の提出があった者については、当該年度の4月1日から3月31日までの期間

(2) やむを得ない理由を除き、教育委員会が定めた期日を過ぎて調書等の提出があった者については、調書等の提出があった月の初日から当該年度の3月31日までの期間

(3) 年度途中に第2条各号のいずれかの要件を満たした者については、要件を満たした日の属する月または要件を満たした日の翌日から起算して14日以内(14日目が函館市の休日を定める条例に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日まで)に調書等の提出があった場合は、要件を満たした日から当該年度の3月31日までの期間

(奨励費目の金額)

第6条 奨励費目の金額は、教育委員会が別に定める。

(奨励費の支給)

第7条 奨励費は、支給期間の最初の月分から支給するものとする。ただし、第5条第3号に規定する支給期間の学校給食費については、支給期間の給食回数に応じて支給するものとする。

2 奨励費は、3回に分けて支給するものとし、支給の時期については教育委員会が別に定める。

3 奨励費は、原則として支給対象者の指定する金融機関の預金口座に振込みの方法により支給するものとする。

(届出義務)

第8条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに学校長に届け出なければならない。

(1) 生活保護法による保護の開始または停廃止があったとき。

- (2) 住所または氏名の変更があったとき。
  - (3) 金融機関または預金口座の変更があったとき。
  - (4) 奨励費の支給を辞退するとき。
  - (5) その他奨励費の支給に必要な事項について変更があったとき。
- (決定の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかの場合においては、第4条第1項から第3項までの決定を取り消すものとする。

- (1) 児童または生徒が第2条各号に規定する要件を欠くことになったとき。
  - (2) 支給対象者から書面により辞退の届出があったとき。
  - (3) 支給対象者が不正の手段により奨励費の支給を受けたとき。
- (奨励費の返還)

第10条 教育委員会は、支給対象者が奨励費の支給を受けた後、前条の規定により決定を取り消したとき、または当該児童生徒の長期欠席行事の不参加等の理由により奨励費の支給が不要となったときは、支給した奨励費の全部または一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。